

近世後期における将軍家祈禱寺

——護持院の山内機構を中心に——

櫛田良道

一 はじめに

近世における将軍家祈禱寺の存在は、残存する幕府史料・寺院史料などにより様々な角度から指摘されている。特に新義真言宗護持院が将軍家の祈禱を近世初期から幕末に至る間、一貫して実施したことは先論^①により明らかにされている。中でも元禄・享保期における護持院の様相は林亮勝氏・坂本正仁氏の詳細な論考により明らかにされているが、享保期以降の同寺の様相に関する論考は少ない^②。その理由として二つが挙げられる。一つは護持院役者が記した日鑑『護持院日記』（現在護国寺所蔵）が残されているが、同史料の数量が膨大のため利用が困難な現状であること。もう一つは享保元年、徳川吉宗が将軍に就任すると祈禱実施や祈禱札献上の制限が下されたが、そうした政策下においても護持院が将軍家祈禱寺として機能を果たし続けた内容を示す史料の存在から、享保期以降でも同寺の機能には変化は無かったと考えられている。

享保以降における護持院の祈禱寺としての機能に大きな変化はなかった指摘^③について首肯するが、祈禱の実態そのものを詳細に伝える論考はみられない^④。そこで本論では、これまで具体的に論述されることのなかった享保期以降の護持院における祈禱の様相を同寺における山内行事から窺い、江戸期における将軍家祈禱寺の実態に迫ってみたい。

二 享保期以降の護持院における祈禱の実態

——恒例の祈禱・山内行事からみた——

元禄期の護持院における祈禱の様相については五代将軍徳川綱吉の時代を中心に認知されているが、享保期以降、近世後期における護持院と将軍家の関係には変化が在ったのだろうか。本章では、享保期以降の護持院における祈禱について『筑波山護持院年中行事 附臨時雜記』^⑤を素材史料とし、護持院の将軍家との関係を考察したい。先ず、護持院において恒例として行われている祈禱・法会・行事について、

【表1】 月次として実施されているもの

【表2】 年次として実施されているものとして、一覽表を作成した。

先ず、【表1】から見ていきたい。元禄期の様相を比べると、隆光・亮賢・綱吉・桂昌院の法会が増えた程度で、基本的な内容に変化は無い。綱吉・桂昌院の法会が月次として実施されていることから、元禄期における護持院と将軍家の関係の深さが窺える。月次登城の日取も一・十六・二十八日（正しく三月は登城無し）と元禄期と同様である。一日・二十八日は本丸、十五日は本丸と西丸、と登城先が決まっていたことがわかる。元禄期には、隆光自身が月次御礼の登城と札守献上を併せて行なっていた場合もあったが、享保期以降の護持院では月次御礼・札守の献上は別々に実施された。特に祈禱札の献上は山主ではなく使僧を遣わし実施されていた。登城は、護持院側ではなく幕府儀礼の一つとして規定付けられて

おり、神社奉行からの通達を受けて実行されるのが基本となっていた。また、献上に關しても神社奉行・大奥女中等の伝達機関へ願書を提出した上で行動をとっていた。

月次御礼の登城を行っていないのは正・二・三月の三回だが、正月は「年頭の儀礼」、三月は天明七年以前までは登城をしていたことを示す記載がある。^⑥二月に關しては、

二月朔日

一、月次御礼登城例年無之、今日ハ御城ニ而御鏡開キ、上野御門主様御登城ニ付、諸家共ニ登城無之（例年無之）（後略）

とあり、^⑦城中の鏡開きに際し上野御門主（輪王寺門跡）が日光より鏡餅を献上するため他宗寺院の登城は無いことが記されている。例えば寛政五年二月朔日には、

二月朔日

（中略）

一 今日巳上刻御白書院

出御 日光山 久能山

御鏡御頂戴

右御対顔高家披露之

日光御門跡

御前目録
三束一卷

安楽心院宮使者

御太刀目録

下村長門

右高家披露之（下略）

とあり。^⑧日光山・久能山の鏡餅を献上している。以下省略したが、日光・東叡両山の天台宗關係寺院が列席している様子も窺える。しかし、元禄期の鏡開きを見てみると、

一朔日、如例御鏡頂戴被遊、日光御門跡登城、上野寺中衆不殘登城、御鏡頂戴終テ、上野寺中衆御年頭御礼申上、則退出、御仕舞拜見

被致候ハ、覺王院・凌雲院・觀理院・圓覺院・護法院、役者衆・

御仏殿別當衆迄也、其外ハ皆眞言宗也、（後略）

とあり、^⑨日光門跡を筆頭に寛永寺關係寺院と同様、護持院を始め眞言宗僧も列席している。綱吉代以降、鏡開きに護持院が同席する事はなくなり、以降も鏡開きは日光門跡を中心とした日光山・東叡山關係の天台宗寺院のみで継続された。このことから、元禄期の護持院（隆光）が厚遇されていた様子が窺えるが、幕府の寛永寺に対する位置付けは、護持院などの將軍家祈禱寺よりも高い位置に置いていたと考えられる。

続いて【表2】を見てみると、ここに含まれる山内法会の殆どが元禄期から継続されてきたものであり、大きな変化は特に見られない。また、歴代將軍の法会が実施されている点も、月次法会と同様、時間の経過と共に増加した行事である。

ここまで、護持院山内における法会を中心に見てきた。基本的には【表1】の中で実施されている月次の法会で修された祈禱札を、十六日にまとめて献上する形式となっている。同史料『年中行事』には、

同十六日

一、両上様江月次御札守挾箱壹ツ江御一所二人、使僧曉七ツ時罷出、（御供持人・笠頭召連、先御本丸江罷上り、於御札掛り御坊江相渡相濟、惣衆八等取入罷入）夫より西御丸江罷上り、是又御札掛り御坊主へ相渡相濟、番社奉行所江罷出届書差出ス、尤玄関ニ而取次江相渡相濟、

（御目三掛り鏡御禮文取可申候人）（後略）

とあり、^⑩札守献上に際しての経路等の説明が詳細に加えられている。十六日の献上は神社奉行（表向）へ届出が提出されている事から、この時の祈禱行為は表向の祈禱であると言える。【表2】に見られる行事の大半は祈禱とは無關係の故人の回忌法要・寺院主体の仏教行事・そして上巳・端午・七夕・八朔・重陽等の幕府主体の儀礼で【表1】【表2】に含まれる事例の性格は表向に属する事柄中心に構成されている。では、護持院の奥向の性格はどのような部分に見られるのだろうか。

奥向を介して献上された事例を【表3】に掲載した。正月・五月・七月・九月に大奥へ祈禱札が献上されているが、全て月次の祈禱札献上（毎月十六日）とは別に献上されている。例として、『年中行事』正月十五日条を次に挙げてみたい。

（正月）
同十五日

一、山主様、両御丸御礼御登城、六ツ時過御出興なり、西丸六御奏者、御口大目付等御出興、御奏

者名一置被下口御礼

一、聖天浴油開白、

一、月次仁王経出仕、山主様御登城二付、役者老人修法、衆僧読経、

一、御日待、札所長屋二而、月々替ル貼勤之、

一、大奥江御札守・御供物等、御文・目録相添、使僧を以差出ス、

尚々、相かわらず幾万々年も御長久御はんしやうの御事といわ

い上奉り候、めてたくかしく、

一筆申上奉り候、まつく、公方様大納言様ますく、御機嫌よく成ら

せられ、恐ながら御めてたくそんし奉り候、扱は当月の御祈禱御本

命星供一七ヶ日夜しゆ行仕り、御札守・御供物さし上奉り候、并長

日御祈禱各々修行仕り、目録の通り御札守・御備折さし上奉り候、

ま事に幾万々年も御長久御はんしやうの御事と精誠御祈念仕り候、

このたんよろしく御取成たのミ上奉り候、めてたくかしく、

こち院権そう正

常磐井様 公方様大納言様御附之

飛鳥井様 御老女御連名候也、

むめた様 人々御申上

（中略）

御三卿様方江差上候節茂、認方同様也、但當卦本卦本尊ハ相替也、

尤御札守計り御札箱二人、御文添上ルなり、

近世後期における将軍家祈禱寺

御台様・淑君姫様・松平敦之助様、此外二茂御男子様、御女子様御出生二而被為在候節ハ、御銘々御札守計り差上ル、但御文者上々様方与相認、老通二而相濟、目録二銘々御名前書之、

とある。^①十五日、山主が月次御礼として登城している。同日、護持院では山内月次行事として仁王経会が実施され、使僧を遣わし大奥へ祈禱札の献上を行なっている様子が記されており、山内機構が多岐に機能していることが窺える。この時の献上は、「当年御星供一七ヶ日」と「当月長日の御祈禱」と言う名目になっているが、覚書で確認すると実際には数種類の祈禱・法会が実施された結果、一つの祈禱札が作成されていることが確認できる。このことから、月次の他にも相当数の祈禱が実施されていたことがわかる。また、公方（将軍家齊）と大納言（将軍世嗣家慶）の他にも、御台所・御簾中・淑姫・敦之助・綾姫と言った将軍家家族に対する長日の祈禱も実施・献上されており、護持院の祈禱が奥向中心に実施されていたことを指摘できる。また、後半部分には大奥女中へ宛てた書状の雛形が記載されており、実際に献上された内容を窺い知ることが出来る。

三 護持院の将軍家祈禱寺としての位置

——金輪寺の祈禱事例から窺う——

前章では、護持院の機能が近世後期に至っても将軍家祈禱を中心として成り立っていたことを言及した。本章では、護持院以外の寺院として古義真言宗王子金輪寺が実施した祈禱事例を通して護持院の将軍家祈禱寺としての位置付けを考察したい。金輪寺が祈禱寺として機能を果たし始めた正確な時期については不明である。金輪寺中興開山とされる宥養が家康からの信任を得、江戸城へ登城し祈禱・法談を行ない、触頭である古義真言宗五箇寺としても機能する他、将軍家・幕府に対する種々の

祈禱を実施していたことが指摘されている。⁽¹³⁾しかし、その指摘も祈禱実施の実態・時期については言及しておらず、祈禱寺としての金輪寺の様相は明確になっていない。しかし、同史料には寺社奉行へ祈禱願を提出する際の雛形が「例書」として記載されている。

例書

一元文二年巳十二月十六日

若君様御無難御成長之御祈禱卷数西御丸江献上仕候

御掛

大岡 越前守殿

一宝暦十一年巳十一月廿七日

若君様御無難御成長之御祈禱卷数御本丸江献上仕候

御掛

太田 摂津守殿

一宝暦十三年未正月十九日

若君様御無難御成長之御祈禱卷数御本丸江献上仕候

御掛

松平 和泉守殿

一寛政四年子八月五日

若君様御無難御成長之御祈禱卷数御本丸江献上仕候

御掛

牧野 備前守殿

右の史料⁽¹⁴⁾から、元文二年（一七三七）には祈禱を実施していたことが指摘できる。この中にある元文・宝暦の事例三件と、右には無いが宝暦六年五月十九日にも着帯の際に安産の祈禱を実施し、巻数を献上している。⁽¹⁵⁾以上から、金輪寺が元文・宝暦・寛政と江戸期の一定期間において、将軍家の祈禱を実施していたと言える。この後の文化年間にも金輪寺は将軍家の祈禱を実施しており、文化十年（一八一三）七月、妊娠中の将

軍家斉側室の着帯に際し金輪寺から祈禱卷数献上願が寺社奉行へ提出された。⁽¹⁶⁾

廿九日
（文化十年七月）

一 寺社御月番阿部備中守様江院主罷出、寺社役塩田屯殿江御面会、

御安産御祈禱卷数献上願被仰入、願書・例書・添簡御差出有之、

願書左之通

奉願口上竟

今般西御丸

御簾中様被為遊 御着帯候由奉承知候、依之 御安産御祈禱修

行巻数献上仕度奉願候、願之通被為 仰付被下置候者難有仕合

奉存候、以上

文化十年西七月

王子

金輪寺印

寺社

御奉行所

とある。⁽¹⁷⁾この願を許可する書付が、翌月六日に寺社奉行阿部正精から山

主へ渡され、祈禱実施・献上が決定したが、金輪寺は献上日時について

質問を寺社奉行へ伺いを立てた。⁽¹⁸⁾この質問に対する返答は八月九日に下

され、

九日
（文化十年八月）

院主阿部備中守殿江御出、塩田屯殿江御面会、昨日被 仰聞候

巻数献上日限之儀、先達而一兩日中相伺候様被仰候ニ付、昨日

役僧差出候処、何れ拙寺方の日限相願候様被仰聞候、前々例者

何日ニ献上仕候様御達御座候而献上仕候、此方の日限奉願候儀

無御座候趣御申述之処、御先例左様候而も此度者日限御願被成

候方可然、神田・山王・護持院等上右被仰付候而御祈禱執行候

も献上日限者相願、其外高野行学・小池坊新義四ヶ寺之内三寺等皆御祈禱相願、願之通被仰付候而巻数献上いたし候分も日限相願候間、貴寺斗此方日限被仰付候茂如何二御坐候間、先例者兎も角も此度者献上日限書面二而御願被成候様被申候、院主委細承知之趣二而御引取、御歸寺（傍線部は筆者）

とある。要約すると、寺社奉行から献上の日時を決めて願い出よ、と金輪寺へ指示が出された。これに対し、今までは將軍家から日時を指定されてきたので日時を決めてほしい、と金輪寺は主張した。しかし、奉行所からの最終的な返答は、前例がそうであつても今は神田明神・山王社・護持院等も將軍より祈禱を命ぜられた際には各自、献上日時を選定した上で願出ているので、金輪寺も日時を選定し願い出よ、と言う内容である。こう言つたケースに護持院の名前を挙げていることから、幕府の護持院に対する將軍家祈禱寺としての位置付けは、代表的な存在に置いていたと考えられる。

この後、金輪寺は献上の日を八月十六日に決定、提出し、予定通り祈禱巻数を献上した²⁰。また、二カ月後の十月晦日に男子が出生し、誕生成長の祈禱も金輪寺は実施している²¹。

上記の史料から、金輪寺が元文から文化に至る七十年間、祈禱を通して將軍家と関係を有していた事がわかる。しかし、前掲した寺社奉行と交わした献上の日時に関する遣り取りからは、金輪寺は護持院のような將軍家祈禱を中心とした山内機構を有している寺院ではなかつたと考えられる。その上、祈禱を実施した後に献上する品が巻数のみで、祈禱札などの御守類は一切無い。將軍家・幕府に関する史料に欠けるため、結論²²については、日常の山内行事の様相を伝える史料に欠けるため、結論に至る事ができないが、少なくとも金輪寺が幕府の祈禱を実施した事例は『徳川実紀』中では見当たらない。ところが、その一方で金輪寺は、伽藍・御座所の修復や御張出造宮などの事業に対する將軍家から厚遇さ

れ、將軍謁見の際には独礼が許されるなど幕府儀礼上において寺格の高い位置に在つた²³。また、修復事業に関しては將軍の「御成御用」が理由となつている²⁴。

しかし、金輪寺の五箇寺としての役務を除いた場合、將軍家との関係性は右のような鷹狩り・御成りの際の休息所と言つた部分しか窺えない。金輪寺が祈禱を実施した事は紛れもない事実であるが、將軍家との関係を保つた要因は祈禱以外の部分に存在したように思える。

四 祈禱実施事例から窺う

將軍家祈禱寺に対する評価

前章では、金輪寺が実施した將軍家祈禱の様相を窺つたが、そこで提示した史料から將軍家祈禱寺としての機能の詳細を把握することは難しい。しかし、先論における金輪寺に対する評価はどのようなものであるうか。太田氏は「金輪寺では、毎月一日に天下泰平と將軍家の武運長久・子孫繁栄を祈念して大般若の転読が行われるのを慣例としており、さらに將軍の妻妾が懐胎したときや出産に際しては、巻数を幕府へ献上するなど、將軍家・幕府に対する種々の祈願を行つていた」と述べられており²⁵、捉え方によつては護持院・護国寺のような祈禱寺を連想させる。しかし、祈禱札の献上を廻り寺社奉行から日取り選定の指示を受けていることを加味すると、金輪寺自身の寺内機構には恒常的に祈禱札を献上するシステムは構築されていなかつたように考えられる。即ち、太田氏の指摘される祈禱寺と護持院のような祈禱寺には機能・性格から見ても大きな差異が在るように思える。『御触書集成』²⁶に天明七年から八年頃の大飢饉に関する祈禱命令が記載されている。先ず、護持院に関して次のようである²⁷。

天明八年申年正月

寺社奉行え

白銀三拾枚

護持院

五穀豊熟安全之御祈禱被 仰付候間、執行可仕候、依之右之通御祈禱料被下候間、其段可被申渡候、

正月

護持院一箇寺に対しての御触である。これと同時に神社方面へも祈禱命令が下されている。

天明八年申年正月

寺社奉行え

五穀豊熟安全之御祈禱、於左之所二被 仰付候間、執行可仕候、

出雲大社え

黄金三枚

豊前宇佐え

同断

常陸鹿島え

同断

下總香取え

同断

右之通御祈禱料被下候間、其段可被申渡候、以飛脚可被申越候、

正月

とあり、護持院と同時に出雲大社・宇佐八幡宮・鹿島神宮・香取神宮へも祈禱命令が下されている。護持院側の史料に依れば、この時に寺院系で祈禱を依頼されたのは護持院のみで残りは全て神社であった。同年十二月には、

天明八年申年十二月

御勘定奉行え

諸國 御朱印之寺社二おゐて、五穀豊熟萬民安穩之儀、一統二可

遂祈禱之旨被 仰出候間、右之趣可被申渡候、尤守札護符之品施行候儀も、勝手次第二可致候、

一先年浅間山焼、奥羽飢饉疫癘且関東出水、京都火災等二て、下々
失亡いたし候二付、

京都

知恩院

上州新田

大光院

奥州岩城

専稱寺

羽州庄内

大督寺

葛西小松川

仲豪院

府内本所

回向院

右於寺院、今度施餓鬼修行可致旨被 仰付候、右修行料として銀拾枚ツ、被下候間、其段可被申渡候、尤被下銀之儀は、御勘定奉行可被談候、

右之通、寺社奉行え申渡候間、可被得其意候、

十二月

と幕府は祈禱・施餓鬼に関する命令を下している。前年の浅間山噴火・奥羽の大飢饉・関東の水害・京都の大火災において被害を被つた地域が全国的に分布している状況に対する処置である。知恩院（浄土宗）のように密教修法を実施しない寺院に対しては施餓鬼を実施させていることが分かる。しかし、ここで問題なのは冒頭の「諸国朱印之寺社二おゐて」と言う部分である。全国の御朱印を拝領した寺社一統に対しての祈禱命

令であり、札守等の献上も「勝手次第」と許可されている。したがって、将軍家の祈禱を恒常的に実施していない寺院でも祈禱を実施したことが指摘できる。恐らく、同様の内容で祈禱令が下され、その時だけ祈禱を実施する寺院は多数存在したと思われる。そして、そうした一時的に祈禱を実施した寺院も、将軍家祈禱寺の一端として解釈してしまう場合も在ったのではないだろうか。金輪寺に対する祈禱寺としての評価は、こうした解釈に拠るものとは言わないが、護持院を視野に入れた場合、両寺院における機能には差異があると言える。

五 おわりに

本稿では、享保期以降の護持院における山内機構を明らかにした結果、寛政期においても基本的に変化はないことが分った。それは先論において坂本氏が指摘される通りの結果となったが、本稿によつて更に明確に論証することができた。近世を通して将軍家の祈禱を実施した寺院は多数存在した³²。しかし、それら全ての寺院が恒常的に山内行事として祈禱を実施していたとは考え難い。同時に、護持院のように山内機構が将軍家の祈禱を目的に特化されたものであることを証明できる寺院は多くないだろう。このことから、将軍政権下における護持院は寛永寺と共に将軍家祈禱寺の中でも中心的な存在として解釈することが出来る。

また、前掲した寛政期の鏡開の内容から窺える通り、幕府の寛永寺（＝輪王寺門跡）に対する認識とは、日本国鎮守として東照大権現へと変貌した徳川家康を祭祀した日光山・久能山を管領する寺院であろう。換言すれば、朝廷を意識した幕府の宗教権威の象徴として存在する寺院と解釈できる³³。即ち、こうした鏡開と言う幕府儀礼の一面からも、護持院と寛永寺は別次元に存在した寺院であると考えられる。そして、護持院のように将軍家の祈禱を山内機構として有していなかった寺院と比較して

みても、また別の寺院としての機能が窺える。したがって、「将軍家祈禱寺」に対する評価・位置付けは祈禱実施は勿論だが、祈禱が恒常的に実施される山内機構が存在したのか、存在したのならどれ程の期間に亘り継続されたのか、どのような事柄（人物・場所など）に作用したのか、を加味して評価を下すべきであると考ええる。

註

(1)護持院に関する先論は多数あるが、主なものを以下掲載する。

林亮勝・坂本正仁共著『護国寺史』（護国寺、一九八八）、坂本正仁『護国寺日記』について（『豊山学報』第一四・一五合併号、一九七〇）、

坂本正仁「将軍家祈禱寺としての護国寺について」（『豊山学大会紀要』第二号、一九七四）、「護持院の護国寺兼帯——享保・宝曆期真言宗新義派の一側面——」（『豊山学大会紀要』第四号、一九七六）、「近世初期の知足院」（『印度学佛教学研究』第二四卷、第二号、一九七六）、「護持院縁起世代記の検討」（『豊山学報』第二二号、一九七六）、「近世御祈禱寺の様相——特に護持院を中心に——」（『加藤章一先生古稀記念論文集 仏教と儀礼』国書刊行会、一九七七）、「近世初期真言宗新義派と知足院光誉」（『勝又俊教博士古稀記念論集大乗仏教から密教へ』勝又俊教博士古稀記念論文集刊行会、一九八一）、

林亮勝「護持院隆光について」（『仏教史研究』三号、一九六八）、「菩提寺と祈禱寺」（『牧尾良海博士喜寿記念儒・佛・道三教思想論攷』山喜房佛書林、一九九一）、「護持院隆光——将軍政治と祈禱僧の役割——」（『大正大学研究論叢』第六号、一九九八）、

玉橋隆寛「将軍綱吉の死去と隆光——特に智積院方の僧録職願いを

- 中心に——」(『豊山教学大会紀要』創刊号、一九七三)、「享保期における新義真言宗について——特に護持院消亡による再編を中心に——」(『豊山学報』第一七・一八合併号、一九七三)、
- 坂本正仁・榎田良道共著「筑波山護持院「年中行事附臨時雜記」——將軍家祈禱の実態——」(上・中・下)「解説部(『豊山学報』五〇—五二号、二〇〇七—〇九)、
- 拙稿「享保期以降の護持院における將軍家祈禱——護国寺所蔵「御祈禱標目」を素材として——」(『大正大学大学院研究論集』三〇号、二〇〇六)、「近世における將軍家祈禱寺——護持院と寛永寺の職掌に関する一考察——」(『密教学研究』四二、二〇一〇)掲載予定など。
- (2) 享保期以降の護持院について究明している論稿は
- 坂本「近世御祈禱寺の様相——特に護持院を中心に——」(『加藤章一先生古稀記念論文集 仏教と儀礼』国書刊行会、一九七七)、拙稿「享保期以降の護持院における將軍家祈禱——護国寺所蔵「御祈禱標目」を素材として——」(『大正大学大学院研究論集』三〇号、二〇〇六)などである。
- (3) 坂本前掲右同書。元禄期と享保期における基本的な祈禱の様相は、制限を受けたことによる数量に変化は在ったものの、將軍家祈禱寺としての機能に変化はないことを指摘されている。
- (4) 拙稿前掲註(2)で、享保期以降の將軍家子女出生に関する祈禱事例を中心に取り扱ったが、同寺における基本的な山内行事などには言及していない。
- (5) 茨城県つくば市筑波杉田氏所蔵『杉田家文書』所収。同史料に関する体裁・成立などの詳細については坂本正仁・榎田良道共著「筑波山護持院「年中行事 附臨時雜記」——將軍家祈禱の実態——」(上・中・下) (『豊山学報』二〇〇七—〇九) 参照。以下、『年中行事』
- (6) 筑波山護持院「年中行事 附臨時雜記」三月朔日条
- (7) 筑波山護持院「年中行事 附臨時雜記」二月朔日条
- (8) 国立公文書館内閣文庫蔵『江戸幕府日記』架番号一六〇・一三六、六五冊、寛政五年二月朔日条
- (9) 『隆光僧正日記』宝永二年二月一日条
- (10) 林亮勝「菩提寺と祈禱寺」(『牧尾良海博士喜寿記念儒・佛・道三教思想論攷』山喜房佛書林、一九九一)には、「公式に記録されていないが、將軍の常時の扱いとしては、寛永寺・増上寺・護持院・金地院・覺王院・護国寺、の順となっていた」と述べられている。
- (11) 『筑波山護持院「年中行事 附臨時雜記」』一月十六日条
- (12) 『筑波山護持院「年中行事 附臨時雜記」』一月十五日条
- (13) 高橋千恵「江戸幕府宗教政策にともなう関東真言宗寺院の変容——「関東五ヶ寺」王子権現社別当禅夷山金輪寺を通して——」(『王子村大岡家文書 調査報告書Ⅰ』東京都北区教育委員会、二〇〇〇)、宇高良哲『近世関東仏教団史の研究』(文化書院、一九九九)参照。宇高氏の論考(六四九—六六九頁)によれば、古義真言宗五箇寺は享保七年には確実に機能していたようであるが、その成立には不明な点が多いと言う。
- (14) 太田尚宏「王子村大岡家文書について」(『王子村大岡家文書 調査報告書Ⅰ』東京都北区教育委員会、二〇〇〇)七—八頁。特に祈禱に関しては「金輪寺では、毎月一日に天下泰平と將軍家の武運長久・子孫繁栄を祈念して大般若経の転読が行なわれるのを慣例としており、さらに將軍家の妻妾が懐胎したときや出産に際しては、巻数を幕府へ献上するなど、將軍家・幕府に対する種々の祈願を行なっていた。また金輪寺の住持は、年頭御礼や継目御礼・御代替御礼・御修復御礼などで登城した折りには、將軍への単独での御目見(独礼)

が許されるという高い格式を有した」と指摘している。

(15) 『大岡家文書』文化十年十一月八日条、(『王子村大岡家文書調査報告書Ⅰ』東京都北区教育委員会、二〇〇〇)

(16) 『大岡家文書』文化十年七月廿九日・晦日条

(17) 「西丸御簾中様御安産御祈禱卷数献上・竹千代様御無難御成長御祈禱卷数献上・同御誕生御祝儀御能拝見諸願等留記」文化十年七月月廿九日条、『大岡家文書』(『王子村大岡家文書調査報告書Ⅰ』東京都北区教育委員会、二〇〇〇)

(18) 『大岡家文書』文化十年八月八日条

(19) 『大岡家文書』文化十年八月九日条

(20) 『大岡家文書』文化十年八月十六日条

(21) 『大岡家文書』文化十年十一月六日・廿七日条

(22) 太田前掲註(14)参照。

(23) 保垣孝幸「近世中〜後期における寺社「御修復」願の展開過程——

武州豊島郡王子村王子権現社別当金輪寺の場合——」(『王子村大岡家文書調査報告書Ⅰ』東京都北区教育委員会、二〇〇〇)によれば、

金輪寺の修復事業に対する幕府の対応は相当数確認されている。

(24) 高橋前掲註(13)参照。

(25) 保垣前掲註(23)二五九〜二六一頁参照。

(26) 太田前掲註(14)参照。

(27) 『御触書天保集成』

(28) 『御触書天保集成』四一八八号

(29) 『御触書天保集成』四一八九号

(30) 「御祈禱公邊標目」(『御祈禱標目』天保八年三月廿九日条。ここ

には天明・寛政・天保に五穀成就の祈禱依頼があったことが「此時寺ハ當院斗リ江被仰付、外四軒有之、」と記されていて、寺院では

護持院のみが担当したことがわかる。

(31) 『御触書天保集成』四二〇二号

(32) 拙稿「近世における将軍家祈禱寺——護持院と寛永寺の職掌に関する一考察——」(『密教学研究』四二号、二〇一〇)掲載予定。参照。

(33) 右同書。寛永寺の職掌に関する考察を論述。

【表1】 月次として実施されている法会・行事

献上年月日	法会祈禱等の種類	献上先	備考
一日	月次御礼登城 筑波権現法楽 真読大般若	本丸	一〜三月は無し（三月に関しては天明七年から無し）
六日	月次の札守献上	両南部家	二月から十二月まで
七日	亮賢僧正法会 隆光僧正法会		
八日	薬師堂出仕		
九日	筑波山開山徳一大士法会		
十日	常憲院殿（綱吉）法会		
十一日	真読大般若		
十二日	興教大師法会		
十五日	月次御礼登城		
	仁王経会		
	日待日天法楽		十二月は五日に繰り上げて修行
十六日	月次の札守献上（表向）	両本丸	一・二・三・五・八・九・十・十一・十二月のみ
十七日	東照宮神前法楽		五月は七日に修行
十八日	観音堂出仕		
二十一日	御影供		毎月護持院護国寺交替で修行（三月は正御影供）
二十二日	桂昌院法会		六月は吉祥月
二十五日	天満宮法楽		十二月は五日に繰り上げて修行
二十八日	月次御礼登城	本丸	一・二・四・七・十二月のみ
	最勝王経会		十二月は五日に繰り上げて修行

【表2】 年次として実施されている法会・行事

献上年月日	法会祈祷等の種類	献上先	備考
正月 六日	年頭御礼登城	両本丸	表向(幕府儀礼)として登城
正月二十四日	台徳院殿法会		秀忠法会
二月 十五日	常楽会		
二十四日	孝恭院殿法会		家基法会
三月三日	上巳御礼登城	両本丸	表向(幕府儀礼)として登城
四月 晦日	有勝院殿法会		家継法会
五月 五日	端午御礼登城	両本丸	表向(幕府儀礼)として登城
五月 八日	嚴有院殿法会		家綱法会
晦日	聖憲尊師法会		
六月 十二日	惇信院殿法会		家重法会
二十日	惇信院殿法会		吉宗法会
七月 六日	理源大師法会		
七日	七夕御礼登城	両本丸	表向(幕府儀礼)として登城
十五日	施餓鬼法要		
八月 一日	八朔御礼登城	両本丸	表向(幕府儀礼)として登城
十五日	八幡宮法楽		
九月 八日	浚明院殿法会		家治法会
九日	重陽御礼登城	両本丸	表向の儀礼として登城
十月 十四日	文章院殿法会		家宣法会
十一月 一日	筑波権現御祭礼		
四日	筑波権現御祭礼供物献上	公方・大納言	公方・大納言・御台所お付の女中方にも献上
二十七日	春日法楽		
十二月 五日	大勝金剛法開白		煤納に献上する祈祷札類の祈祷として実施
十三日	煤納	大奥	
二十九日	星供祈祷開白		古来は元旦開白
十五日頃	節分会の祈祷	公方・大納言	六日迄に節分を迎えたら新年の札守として献上

【表3】大奥を介して献上された祈禱札

日付	献上名目	内符に記されている主な祈禱名	献上先
正月 七日	星供祈禱札	当年星供一七箇日	公方・大納言
正月 十一日	当月の祈禱札	本卦・愛染・十二天・真読大般若・薬師	公方・大納言
正月 十五日	本命星供祈禱札	本命星供一七箇日	公方・大納言
	長日祈禱札	大日如来・聖天花水・当卦本尊・仁王・日待	公方・大納言
	長日祈禱札	五大明王・筑波権現・真読大般若・本卦・日待	御臺・御簾中・淑姫・敦之助・綾姫
正月 十八日	当月の祈禱札	筑波権現・薬師・普賢・東照宮祭礼・六観音	公方・大納言
	誕生日祈禱札・板札	筑波山本地護摩・転読大般若	公方・大納言
正月 二十一日	聖天浴油供祈禱札	聖天浴油一七箇日	公方・大納言
正月 二十五日	当月の祈禱札	五大虚空蔵・星本尊供・延命地藏・荒神供・最勝王経	公方・大納言
五月 十一日	当月の祈禱札	本卦・愛染・十二天・真読大般若・薬師	公方・大納言
五月 十五日	本命星供祈禱札	本命星供一七箇日	公方・大納言
	長日祈禱札	大日如来・聖天花水・当卦本尊・仁王・日待	公方・大納言
	長日祈禱札	五大明王・筑波権現・真読大般若・本卦・日待	御臺・御簾中・淑姫・敦之助・綾姫
五月 二十一日	誕生日祈禱札・板札	筑波山本地護摩・転読大般若	公方・大納言
	聖天浴油供祈禱札	聖天浴油一七箇日	公方・大納言
五月 二十五日	当月の祈禱札	五大虚空蔵・星本尊供・延命地藏・荒神供・最勝王経	公方・大納言
	本命星供祈禱札	本命星供一七箇日	公方・大納言
七月 十五日	光明真言護摩札守	光明真言護摩	公方・大納言
九月 十一日	当月の祈禱札	本卦・愛染・十二天・真読大般若・薬師	公方・大納言
九月 十五日	本命星供祈禱札	本命星供一七箇日	公方・大納言
	長日祈禱札	大日如来・聖天花水・当卦本尊・仁王・日待	公方・大納言
	長日祈禱札	五大明王・筑波権現・真読大般若・本卦・日待	御臺・御簾中・淑姫・敦之助・綾姫
九月 二十一日	誕生日祈禱札・板札	筑波山本地護摩・転読大般若	公方・大納言
	聖天浴油供祈禱札	聖天浴油一七箇日	公方・大納言
九月 二十五日	当月の祈禱札	五大虚空蔵・星本尊供・延命地藏・荒神供・最勝王経	公方・大納言
	本命星供祈禱札	本命星供一七箇日	公方・大納言

「近世における将軍家祈禱寺について——護持院を中心として——」

近世における将軍家祈禱寺に関する研究は、これまで制度史・宗教史の双方から進められることが殆どなく、その蓄積は少ない。そうした研究状況の中でも名前を挙げられるのが新義真言宗護持院・天台宗寛永寺である。本論文は、近世における将軍家祈禱寺、特に護持院と寛永寺の将軍政事の下における職掌と位置付けを目的としたものである。

第一章「将軍家祈禱寺に関する基礎的考察」では、将軍家祈禱寺研究に関する進捗状況と問題点を挙げる。即ち、先論の緻密な研究蓄積により護持院については様相が解明され、その性格は「奥向」とされている一方で、寛永寺に関しては明確な史料提示がされないまま将軍家祈禱寺として周知され、その性格は「表向」とされている。表・奥これら二つの性格を合わせてこそ、将軍家祈禱寺の全体像は浮き彫りとなる。本論の焦点の一つとなる寛永寺に関する問題は次の通りである。①寛永寺における祈禱実態の様相を伝える日鑑や年中行事記などの寺院史料不足。②祈禱寺でありながらも菩提寺の性格を有したことによる機能の曖昧化。③寛永寺門跡が輪王寺門跡・天台座主を兼任したことによる機能の同一視。以上を交え考察しなければ、将軍家祈禱寺に関する研究は成果を得られないと問題提起し、以降、考察を進めることとした。

第二章「将軍家祈禱寺の様相」では、護持院が実施した祈禱事例をまとめ同寺の祈禱寺としての性格を改めて整理・考察した。近世初期・元禄期・享保期・享保期以降と幾つかに分類した時代における護持院の祈禱寺としての様相を考究し、また、同じ新義真言宗であり、将軍綱吉の生母桂昌院が建立した護国寺における祈禱実施の内容とを比較した。結果、将軍の祈禱のみを実施する山内機構を有する護持院の方が、将軍家祈禱寺として相応しいと論証した。

第三章「将軍家祈禱寺」では、天台宗寺院である寛永寺・輪王寺・寛樹王院が実施した祈禱事例から、寛永寺の様相解明を試みた。寛永寺の祈禱寺としての実態を把握するため『徳川実紀』に記載の祈禱に関する記事をまとめて比較検討した。そこからは寛永寺の祈禱実施の実態は見えず、むしろ輪王寺の祈禱寺としての性格が浮上した。それは家康が逝去後に日本国の鎮守神＝東照大権現へと神格化することにより構築した幕府の宗教権威に大きく係わる内容であることが指摘できる。このことから、輪王寺の祈禱体制が幕府の朝廷を意識した宗教権威の上昇を目的として存在したと判断できる。よって、寛永寺・輪王寺の機能は別々に存在したと考えられ、輪王寺門跡は、将軍政治の中心たる東照大権現の祭祀と幕府の視点からの鎮護国家を担い、その門跡が江戸では寛永寺住持として存在し、将軍政治における宗教権威の象徴として存在する、と言うことに存在意義があったと考えられる。従って寛永寺の存在意義は、将軍政治の中心部分に在ったと指摘することができ、護持院の有する純粋な祈禱寺院の性格とは全く別次元に在ったと論証できる。

第四章「将軍家由緒寺院における祈禱」では、『御触書集成』に記載されている諸宗寺院における祈禱命令を中心に考察し、そこから護持院・寛永寺の祈禱寺としての存在意義にアプローチを図った。御触が表向からの祈禱依頼であるにもかかわらず、寛永寺の名前を確認することは出来なかつた。また、他史料からは護持院が将軍家祈禱寺の中でも、代表的な存在の寺院として認識されていたことが指摘できた。これらのことから、護持院・寛永寺の祈禱寺としての存在意義は別在していることと論証した。

結論として、寛永寺の性格は兼任した輪王寺で実施された祈禱により判断できる。即ち、幕府が直面した「朝廷を超越することが不可能」と言う現実問題への解決策として、宗教権威を取り入れることにより朝廷に準拠する政治権力を形成し、国内支配を継続させて行くことに目的が

置かれていたと判断する。従って、將軍家と言うよりも、幕府が打ち立てた「公儀」的な意味合いを有した祈禱寺であったと捉えることが出来る。従って、両寺院のどちらが將軍家祈禱寺として相応しいのかと言うよりも、護持院が「將軍政治の内部部分」、寛永寺が「將軍政治の朝廷を意識した外部部分」を担う祈禱寺として機能を果たしていたと言える。こうした規定付けをすれば、両者は機能を干渉することなく幕府権力の下に上手く調和し祈禱寺としての職務を果たしていた可能性を指摘できる。このことから、將軍家祈禱寺の全体的な枠組みと一定の基準点を設けることが出来たのではないだろうか。そして、護持院・寛永寺の両寺院を一つの頂点とした將軍家祈禱寺全体の様相究明は、ここを基準に考察することが可能となろう。